

令和6年4月21日執行

碧南市長選挙・碧南市議会議員一般選挙資料

# 選挙公営の手引

(自動車、ポスター及びビラ)

碧南市選挙管理委員会



## はじめに

碧南市長選挙及び碧南市議会議員一般選挙について候補者は、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に係る経費が一定の条件の範囲内で公費負担とされており、これらの経費の支払については様々な手続が定められています。

この小冊子は、令和6年4月21日執行の碧南市長選挙及び碧南市議会議員一般選挙において公営の適用を受けようとする場合、候補者、業者等の方々が行わなければならない手続について記述したものです。

なお、この小冊子では法令等の用語について、次のように略称を使用しておりますので、ご注意ください。

法　　：公職選挙法

令　　：公職選挙法施行令

市長　：碧南市長

市選管：碧南市選挙管理委員会

## 目 次

1	選挙公営の要点	1
2	選挙運動用自動車の使用の公営	3
3	選挙運動用ポスターの作成の公営	9
4	選挙運動用ビラの作成の公営	12
5	各種様式（記載例）	15
	(1) 選挙運動用自動車関係	16
	(2) 選挙運動用ポスター関係	30
	(3) 選挙運動用ビラ関係	37
	(4) 債権者登録申請書	44
※	参考 公費負担の対象とその限度額（一覧）	46

## 1 選挙公営の要点

### (1) 必ず有償契約を締結しなければならないこと

公営の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、市選管に届け出なければなりません。なお、無償の場合は公費負担の対象となりません。

### (2) 公営の適用される額には、全て一定の限度額があること

公費負担の限度額については、個々の契約ごとの限度額と、候補者1人当たりの限度額との両方が定められています。この限度額を超える額については公費負担の対象となりません。

例えば、選挙運動用ポスターで、ポスター掲示場に掲示するための予備として133枚（公費負担限度枚数）より多く作成した場合は、その予備の作成に要した費用は公費負担の対象とはなりません。また、選挙運動用ポスター以外のポスター（選挙運動用自動車に掲示するポスターなど）は公費負担の対象となりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担となります。

### (3) 必ず所定の手続をしなければならないこと

公営が適用される場合は、市長は業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額の一定額を業者等に支払うこととされています。この経費の支払には一定の書類が必要であり、必ず所定の手続をしなければなりません。

なお、手続はおおむね次の日程で行い、**届出等に係る書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用してください。**

種 別	提出 期 日 等	提出 先	
1 各種契約届出書	立候補の届出前の契約	立候補の届出後3日以内に	候補者→市選管
	立候補の届出後の契約	契約後直ちに	
2 各種確認申請書	契約の届出と同時に	候補者→市選管	
3 各種確認書	市選管から交付後直ちに	候補者→業者等	
4 各種使用(作成)証明書	使用証明書(自動車・燃料・運転手)	契約履行後直ちに (選挙期日又はその前日)	候補者→業者等
	作成証明書(ポスター・ビラ)	納品後直ちに	
5 請求書	選挙期日後速やかに	業者等→市長	

備考 5 請求書の受付は市選管で行います。

#### (4) 候補者に係る供託物が没収されないこと

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象となりません。

供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」といいます。）に達しないときとされ、次の計算式により算出します。また、このほか候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。

[市長選挙]

$$\text{供託物没収点} = \text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$$

[市議会議員選挙]

$$\text{供託物没収点} = \frac{\text{有効投票の総数}}{\text{議員定数（22人）}} \times \frac{1}{10}$$

\*有効投票の総数とは、各候補者の得票数をすべて加えた数です。

これを過去の碧南市長選挙・碧南市議会議員一般選挙（平成20年4月20日執行）についてみると次のようになります。

区分	定数	有効投票の総数	供託物没収点
市長選挙	1	36,218	3,621.8
市議選挙	22	36,604	166.381

前回の碧南市議会議員一般選挙（令和2年4月19日執行）

区分	定数	有効投票の総数	供託物没収点
市議選挙	22	26,417	120.077

備考 供託物没収点は、定数、有権者数、投票者数等により変わりますので、上記供託物没収点はあくまで参考としてください。

## 2 選挙運動用自動車の使用の公営

契約の形態には、(1) ハイヤー方式（自動車、燃料代、運転手の全てを含む契約）と(2) レンタル方式（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用についてそれぞれ個別に契約）とがあります。同じ日にこの両方の契約をする場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が公営の対象となります。また、いずれの契約についても公営の対象となるのは、実際に選挙運動用として使用された自動車についてのみです。無投票の場合には、告示日1日の使用等についてのみ公費負担となります。

なお、選挙運動用収支報告書には、選挙運動用自動車の使用のために要した費用を計上する必要はありません（法197②）。

### (1) ハイヤー方式

ア どのような場合に公営となるか。

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用自動車の使用について公費負担となります。ただし、車両へのスピーカー、看板等の設置費用は公費負担の対象になりませんので注意してください。

イ どのようなものが公営となるか。

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（一般にタクシー会社と呼ばれているもの）と有償契約（この契約を「一般運送契約」という。）を締結し、選挙運動用自動車（営業用ナンバーであること。）を使用するときは、1日1台64,500円の範囲内で公費負担となります。

なお、1日に2台以上一般運送契約により選挙運動用自動車を使用するときにあつては、候補者はいずれか1台を指定しなければなりません。

ウ どのような手続をしなければならないか。

(ア) 候補者は、一般運送契約を締結したときはその旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後3日以内に）**選挙運動用自動車使用契約届出書（20ページ）**に**選挙運動用自動車運行請負契約書の写し（16ページ）**及び各契約相手方の**債権者登録申請書（44ページ又は45ページ）**を添えて市選管に届け出なければなりません。

(イ) 候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、**選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（23ページ）**を運送事業者に提出しなければなりません。

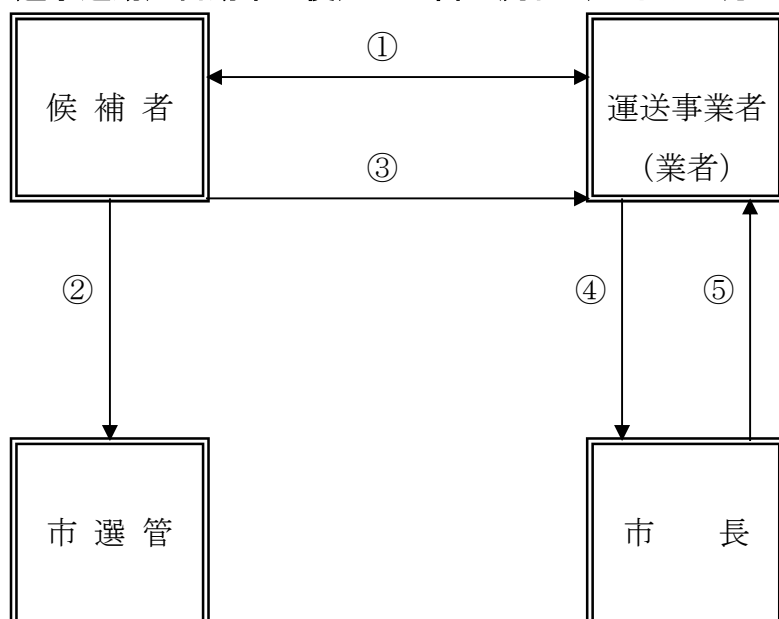
(ウ) 運送事業者は、選挙の期日後速やかに市長宛てに所定の経費を請求してください。

い。この場合、**選挙運動用自動車使用請求書（26ページ）**に**請求内訳書（27ページ）**と**選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（23ページ）**を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市長に請求することはできません。

(エ) 市長は、運送事業者から請求されたとき、運送事業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にすると次のようになります。

### 選挙運動用自動車の使用の公営の流れ（ハイヤー方式）



順序	事 項	提 出 先 等	必 要 書 類 等
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書の作成
②	①の契約をしたことの届出	候補者から市選管へ	契約届出書、契約書の写し、 債権者登録申請書
③	使用証明書の提出	候補者から業者へ	使用証明書
④	公営とされる経費の請求	業者から市長へ	請求書、請求内訳書、使用証明書
⑤	経費の支払い	市長から業者へ	

備考1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は④の請求をすることができません。

2 市長に対してする④の請求は、市選管にて受け付けます。

## (2) レンタル方式

ア どのような場合に公営となるか。

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用自動車の使用について公費負担となります。ただし、車両へのスピーカー、看



板等の設置費用は公費負担の対象になりませんので注意してください。

イ どのようなものが公営となるか。

前記（１）イでいう一般運送契約以外の契約を締結し、選挙運動用自動車を借入れ、燃料の供給を受け、又は運転手を雇用するときは、それぞれ次の額の範囲内で公費負担となります。なお、候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）と契約する場合は、公費負担となりません。

(ア) 選挙運動用自動車の借入れ

選挙運動用自動車を借入れる有償契約（この契約を「自動車借入契約」という。）を締結し、選挙運動用自動車を借入れるときは、１日１台１６，１００円の範囲内で自動車借入代が公費負担となります。なお、１日に２台以上選挙運動用自動車を借入れるときは、候補者はいずれか１台を指定しなければなりません。

(イ) 選挙運動用自動車の燃料の供給

選挙運動用自動車の燃料の供給に関する有償契約を締結し、燃料の供給を受けるときは、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に７，７００円を乗じて得た額（告示日に届けた場合、７日×７，７００円＝５３，９００円）の範囲内で燃料代が公費負担となります。

(ウ) 選挙運動用自動車の運転手の雇用

選挙運動用自動車の運転手を有償契約により雇用するときは、１日１人１２，５００円の範囲内で運転手の報酬の額が公費負担となります。なお、この契約で１日に２人以上の運転手を雇用するときは、候補者はいずれか１人を指定しなければなりません。

ウ どのような手続をしなければならないか。

(ア) 候補者は、それぞれ有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後３日以内に）**選挙運動用自動車使用契約届出書（２０ページ）**にそれぞれの**契約書の写し（１７ページから１９ページまで）**と各契約相手方の**債権者登録申請書（４４ページ又は４５ページ）**を添えて市選管に届け出なければなりません。

(イ) 候補者は、公営の適用を受けようとする燃料代について、公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、燃料供給業者ごとに**選挙運動用自動車燃料代確認申請書（２１ページ）**を市選管に提出しなければなりません。市選管は、この申請に基

づき公営の適用される金額までの**選挙運動用自動車燃料代確認書（22ページ）**を交付します。

(ウ) 候補者は、市選管から**選挙運動用自動車燃料代確認書**の交付を受けたときは、直ちにこれを燃料供給業者に提出しなければなりません。

(エ) 候補者は、燃料の供給を受けた場合には、燃料供給業者から**日付、自動車ナンバー、燃料の供給量及び金額が記載された給油伝票の写しを必ず受領し保管してください。**

※特に金額の記入漏れが多いため、注意してください。

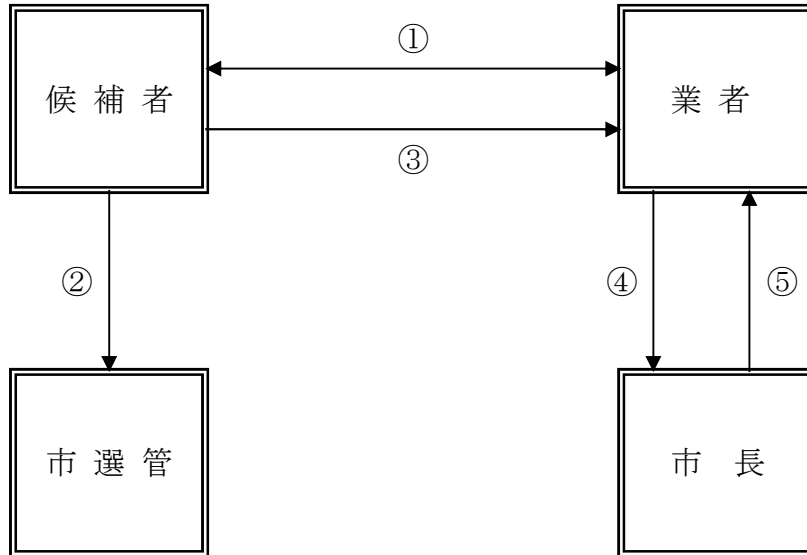
(オ) 候補者は、選挙運動用自動車を借入れ、燃料の供給を受け、又は運転手を雇用したときは、**選挙運動用自動車使用証明書（23ページから25ページまで）**を自動車にあつては運送事業者等ごとに、燃料にあつては燃料供給業者ごとに、運転手にあつては運転手ごとに作成し各業者等に提出しなければなりません。なお、候補者が燃料供給業者に**選挙運動用自動車使用証明書（24ページ）**を提出する際には、給油伝票の写しを添付する必要があります。

(カ) 各契約事業者等は、選挙の期日後速やかに市長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、**選挙運動用自動車使用請求書（26ページ）に請求内訳書（27ページから29ページまで）と選挙運動用自動車使用証明書**（燃料代の請求には**選挙運動用自動車燃料代確認書**及び**給油伝票の写し**が必要。）を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市長に請求することができません。

(キ) 市長は、各契約事業者等から請求されたとき、各契約事業者等に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にしますと次のページのようになります。

選挙運動用自動車の使用の公営の流れ（レンタル方式 その1）  
 （自動車借入代及び運転手の報酬）

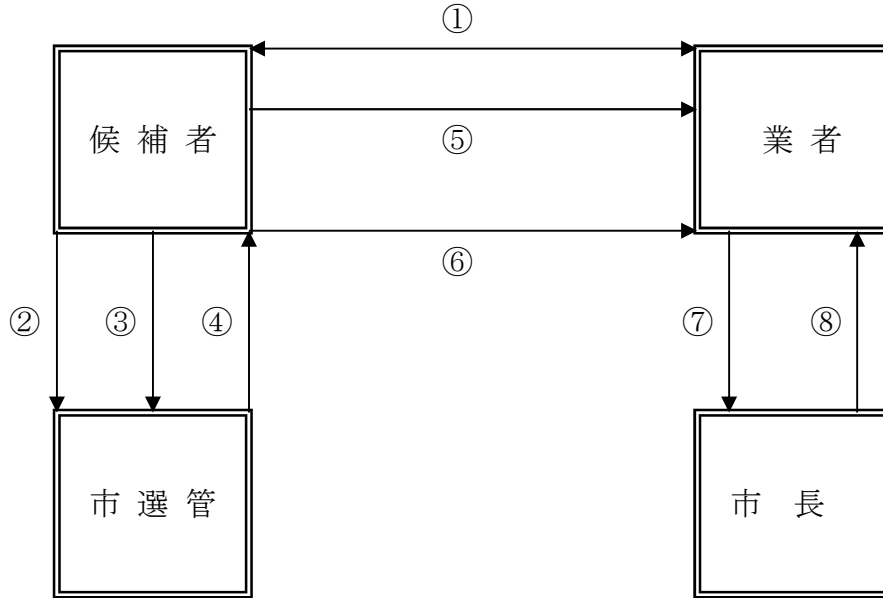


順序	事 項	提 出 先 等	必 要 書 類
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書の作成
②	①の契約をしたことの届出	候補者から市選管へ	契約届出書、契約書の写し、 債権者登録申請書
③	使用証明書の提出	候補者から業者へ	使用証明書
④	公営とされる経費の請求	業者等から市長へ	請求書、請求内訳書、使用証明書
⑤	経費の支払い	市長から業者へ	

- 備考1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は④の請求をすることができません。  
 2 市長に対してする④の請求については、市選管で受け付けます。

## 選挙運動用自動車の使用の公営の流れ（レンタル方式 その2）

### （ 燃 料 代 ）



順序	事 項	提 出 先 等	必 要 書 類
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書の作成
②	①の契約をしたことの届出	候補者から市選管へ	契約届出書、契約書の写し、 債権者登録申請書
③	燃料代の確認申請	候補者から市選管へ	燃料代確認申請書
④	確認書の交付	市選管から候補者へ	
⑤	確認書の提出	候補者から業者へ	燃料代確認書
⑥	使用証明書の提出		使用証明書、給油伝票の写し
⑦	公営とされる経費の請求	業者から市長へ	請求書、請求内訳書、使用証 明書、 <u>自動車燃料代確認書、</u> <u>給油伝票の写し</u>
⑧	経費の支払い	市長から業者へ	

備考1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

2 市長に対してする⑦の請求については、市選管で受け付けます。

### 3 選挙運動用ポスターの作成の公営

#### (1) どのような場合に公営となるか

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用ポスター（以下「ポスター」という。）の作成について公費負担となります。

なお、選挙運動用収支報告書には、公費負担とされる作成費についても計上する必要があります。

#### (2) どのようなものが公営となるか

候補者がポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）と有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の範囲内で公費負担となります。

ポスター1枚当たりの作成単価×作成枚数（作成枚数の限度内）＝公費負担額

なお、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

##### ア 作成単価の限度

541円31銭にポスター掲示場数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場数で除して得た金額（1円未満の端数があるときは1円とする。）

これを計算式に表しますと次のようになります。

$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{作成単価の限度} = 2,920 \text{ 円}$$

※ 作成単価の限度に1円未満の端数があるときは切上げ

##### イ 作成枚数の限度

ポスター掲示場数 133枚

前記ア、イにより、公費負担の限度額は、2,920円×133枚＝388,360円となります。

#### (3) どのような手続をしなければならないか

ア 候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後3日以内に）**ポスター作成契約届出書（31ページ）**に**ポスター作成請負契約書の写し（30ページ）**と各契約相手方の**債権者登録申請書（44ページ又は45ページ）**を添えて市選管に届け出なければなりません。

イ 候補者は、公営の適用を受けようとするポスターの作成について、公営の適用さ

れる枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとに**ポスター作成枚数確認申請書（32ページ）**を市選管に提出しなければなりません。

市選管は、この申請に基づき公営の適用される枚数までの**ポスター作成枚数確認書（33ページ）**を交付します。

ウ 候補者は、市選管から**ポスター作成枚数確認書**の交付を受けたときは、直ちにこれをポスター作成業者に提出しなければなりません。

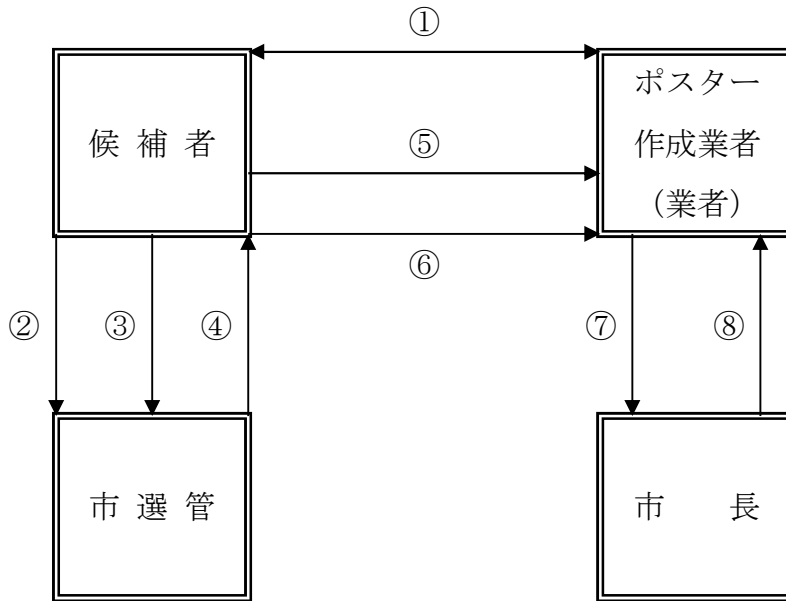
エ 候補者は、ポスターを作成したときは、**ポスター作成証明書（34ページ）**をポスター作成業者に提出しなければなりません。

オ ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに市長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、**ポスター作成請求書（35ページ）**に**ポスター作成請求内訳書（36ページ）**、**ポスター作成証明書**及び**ポスター作成枚数確認書**を添えなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市長に請求することができません。

カ 市長は、ポスター作成業者から請求されたとき、ポスター作成業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にしますと次ページのようになります。

## 選挙運動用ポスターの公営の流れ



順序	事項	提出先等	必要書類
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書の作成
②	①の契約をしたことの届出	候補者から市選管へ	契約届出書、契約書の写し、 債権者登録申請書
③	作成枚数の確認申請	候補者から市選管へ	確認申請書
④	確認書の交付	市選管から候補者へ	
⑤	確認書の提出	候補者から業者へ	確認書
⑥	作成証明書の提出	候補者から業者へ	作成証明書
⑦	公営とされる経費の請求	業者から市長へ	請求書、請求内訳書、作成証明書、 確認書
⑧	経費の支払い	市長から業者へ	

備考 1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

2 市長に対してする⑦の請求については、市選管で受け付けます。

#### 4 選挙運動用ビラの作成の公営

(1) どのような場合に公営となるか

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用ビラ（以下「ビラ」という。）の作成について公費負担となります。

なお、選挙運動用収支報告書には、公費負担とされる作成費についても計上する必要があります。

(2) どのようなものが公営となるか

候補者がビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）と有償契約を締結し、ビラを作成するときは、次の範囲内で公費負担となります。

ビラ1枚当たりの作成単価×確認枚数（作成枚数の限度内）＝公費負担額

なお、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

ア 作成単価の限度

1枚あたり7円73銭

イ 作成枚数の限度

市選管に届け出た2種類以内のビラで、各選挙における限度枚数は次のとおりです。

(ア) 市長選挙

合計16,000枚まで

(イ) 市議選挙

合計4,000枚まで

ウ 公費負担の限度額

前記ア、イにより、各選挙における公費負担の限度額は次のとおりです。

(ア) 市長選挙

7円73銭×16,000枚＝123,680円

(イ) 市議選挙

7円73銭×4,000枚＝30,920円

(3) どのような手続をしなければならないか

ア 候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後3日以内に）**ビラ作成契約届出書（38ページ）**に**選挙運動用ビラ作成請負契約書の写し（37ページ）**と各契



約相手方の**債権者登録申請書（４４ページ又は４５ページ）**を添えて市選管に届出なければなりません。

イ 候補者は、公営の適用を受けようとするビラの作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとに**ビラ作成枚数確認申請書（３９ページ）**を市選管に提出しなければなりません。

市選管は、この申請に基づき公営の適用される枚数までの**ビラ作成枚数確認書（４０ページ）**を交付します。

ウ 候補者は、市選管から**ビラ作成枚数確認書**の交付を受けたときは、直ちにこれをビラ作成業者に提出しなければなりません。

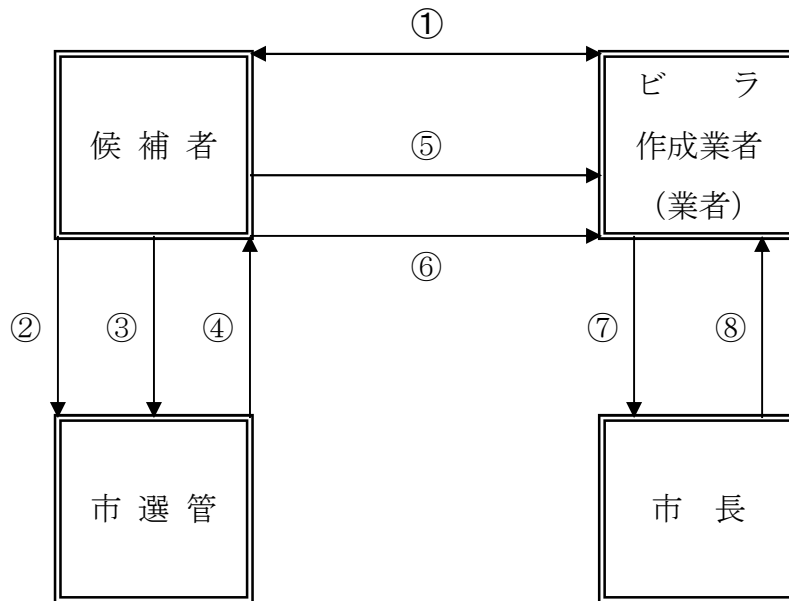
エ 候補者は、ビラを作成したときは、**ビラ作成証明書（４１ページ）**をビラ作成業者に提出しなければなりません。

オ ビラ作成業者は、選挙の期日後速やかに市長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、**ビラ作成請求書（４２ページ）**に**ビラ作成請求内訳書（４３ページ）**、**ビラ作成証明書**、**ビラ作成枚数確認書**及び作成した**ビラの見本１枚（２種類の場合は各１枚）**を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市長に請求することができません。

カ 市長はビラ作成業者から請求されたとき、ビラ作成業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にしますと次のページのようになります。

## 選挙運動用ビラの公営の流れ



順序	事項	提出先等	必要書類
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書の作成
②	①の契約をしたことの届出	候補者から市選管へ	契約届出書、契約書の写し、 債権者登録申請書
③	作成枚数の確認申請	候補者から市選管へ	確認申請書
④	確認書の交付	市選管から候補者へ	
⑤	確認書の提出	候補者から業者へ	確認書
⑥	作成証明書の提出	候補者から業者へ	作成証明書
⑦	公営とされる経費の請求	業者から市長へ	請求書、請求内訳書、作成証 明書、確認書、ビラ見本
⑧	経費の支払い	市長から業者へ	

備考1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

2 市長に対してする⑦の請求については、市選管で受け付けます。

# 各種様式

## 1 選挙運動用自動車関係

(1) 選挙運動用自動車運行請負契約書 (ハイヤー方式)	16
(2) 選挙運動用自動車賃貸借契約書 (レンタル方式)	17
(3) 選挙運動用自動車燃料売買契約書 (レンタル方式)	18
(4) 選挙運動用自動車運転手雇用契約書 (レンタル方式)	19
(5) 選挙運動用自動車使用契約届出書 (ハイヤー・レンタル共通)	20
(6) 選挙運動用自動車燃料代確認申請書 (レンタル方式)	21
(7) 選挙運動用自動車燃料代確認書 (レンタル方式)	22
(8) 選挙運動用自動車使用証明書 (自動車・燃料・運転手)	23～25
(9) 選挙運動用自動車使用請求書 (自動車・燃料・運転手共通)	26
(10) 請求内訳書 (ハイヤー方式)	27
(11) 請求内訳書 (レンタル方式)	28、29

## 2 選挙運動用ポスター関係

(1) 選挙運動用ポスター作成請負契約書	30
(2) 選挙運動用ポスター作成契約届出書	31
(3) 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	32
(4) 選挙運動用ポスター作成枚数確認書	33
(5) 選挙運動用ポスター作成証明書	34
(6) 選挙運動用ポスター作成請求書	35
(7) 選挙運動用ポスター作成請求内訳書	36

## 3 選挙運動用ビラ関係

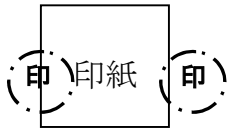
(1) 選挙運動用ビラ作成請負契約書	37
(2) 選挙運動用ビラ作成契約届出書	38
(3) 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	39
(4) 選挙運動用ビラ作成枚数確認書	40
(5) 選挙運動用ビラ作成証明書	41
(6) 選挙運動用ビラ作成請求書	42
(7) 選挙運動用ビラ作成請求内訳書	43

## 4 債権者登録申請書

	44、45
--	-------

【(写し)候補者→市選管】

(ハイヤー方式)



選挙運動用自動車運行請負契約書

発注者（候補者名） **戸籍名を記載** を甲とし、請負者 **業者名** を乙とし、甲乙両当事者間において、令和6年4月21日執行の **碧南市〇〇** 選挙における選挙運動用自動車の運行について、次のとおり請負契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車の運行を行い、甲はこれに対して代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により碧南市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を碧南市長に対して請求するものとする。

(1) 車種 **車名など** **例：三河530 あ 12-34**

(2) 登録番号 **車輛のナンバー** **選挙運動期間内 (4/14~4/20)**

(3) 運行期間 令和6年4月  日から令和6年4月  日まで

2 請負代金は、1日につき金  円（消費税及び地方消費税含む。）とし、総額金 **検算** 円とする。 **64,500円（税込）が公営負担の限度額**

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和6年  月  日 **(契約は告示日前でも可能)**

発注者	住所	<b>候補者届と一致</b>
	氏名（候補者）	<b>戸籍名を記載</b> (印)
請負者	住所	<b>法人の名称</b> (個人の場合は)
	<b>所在地</b>	<b>代表者氏名</b> (個人名)
	氏名（名称及び代表者氏名）	(印)

備考

**法人印（個人の場合は除く。）代表者印（個人の場合は個人印）**

- 1 自動車の運行請負期間は、立候補届出の日から選挙期日の前日までの間において運行する期間とすること。したがって、立候補の届出前から運行していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 請負者が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 請負者が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

【(写し)候補者→市選管】

(レンタル方式)

選挙運動用自動車賃貸借契約書

賃借人(候補者名) **戸籍名を記載** を甲とし、賃貸人 **業者名** を乙として、甲乙両当事者間において、令和6年4月21日執行の **碧南市〇〇** 選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車を貸付け、甲はこれに対して賃料を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により碧南市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を碧南市長に対して請求するものとする。

- (1) 車種 **車名など** 例: 三河530 あ 12-34
- (2) 登録番号 **車輛のナンバー** **選挙運動期間内(4/14~4/20)**
- (3) 賃貸借期間 令和6年4月 **日** から令和6年4月 **日** まで

2 賃貸借料は、1日につき金 **円** (消費税及び地方消費税含む。) とし、総額金 **検算** 円とする。 **16,100円(税込)** が公営負担の限度額

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和6年 **月** **日** (契約は告示日前でも可能)

賃借人 住所 **候補者届と一致**

氏名(候補者) **戸籍名を記載** (印)

賃貸人 住所 **所在地** **法人の名称** (個人の場合は)

**法人印(個人の場合は除く。)** **代表者氏名** (個人名) (印)  
備考 **代表者印(個人の場合は個人印)** 氏名(名称及び代表者氏名) (印)

1 自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、立候補の届出前から賃貸借していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。

2 賃貸人が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

3 賃貸人が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

【(写し)候補者→市選管】

(レンタル方式)

選挙運動用自動車燃料売買契約書

買主（候補者名） **戸籍名を記載** を甲とし、売主 **業者名** を乙として、甲乙両当事者間において、令和6年4月21日執行の **碧南市〇〇** 選挙における選挙運動用自動車の燃料について、次のとおり売買契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる期間燃料を供給し、甲はこれに対して代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により碧南市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を碧南市長に対して請求するものとする。

(1) 燃料の種類 **レギュラーガソリン等**

(2) 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

**三河530 あ 12-34**

**選挙運動期間内 (4/14~4/20)**

(3) 期間 令和6年4月  日から令和6年4月  日まで

2 売買代金は、1リットルにつき 金  円 (消費税及び地方消費税含む。) とする。ただし、総契約量  リットル、総額 金  円の範囲内とする。

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和6年  月  日 (契約は告示日前でも可能) **53,900円が公営負担の限度額**

買主 住所 **候補者届と一致**

氏名 (候補者) **戸籍名を記載** ..... (印)

売主 住所 **所在地** **法人の名称** (個人の場合は)

**代表者氏名** (個人名) ..... (印)  
氏名 (名称及び代表者氏名) ↓

備考

**法人印 (個人の場合は除く。) 代表者印 (個人の場合は個人印)**

- 1 燃料の売買期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において供給する期間とすること。
- 2 売主が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 売主が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

【(写し)候補者→市選管】

(レンタル方式)

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

雇用人（候補者名） **戸籍名を記載** を甲とし、被雇用人 **運転手個人名** を乙として、甲乙両当事者間において、令和6年4月21日執行の **碧南市〇〇** 選挙における選挙運動用自動車の運転について、次のとおり雇用に関する契約を締結する。

1 甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により碧南市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を碧南市長に対して請求するものとする。

**選挙運動期間内 (4/14~4/20)**

2 運転手の雇用期間は、令和6年4月 **日** から令和6年4月 **日** までとする。

3 報酬の額は、1日につき 金 **円** とし、総額 金 **検算** 円とする。

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保管する。

**12,500円が公営負担の限度額**

令和6年 **月** **日** (契約は告示日前でも可能)

雇用人 住所 **候補者届と一致**

氏名 (候補者) **戸籍名を記載** (印)

被雇用人 住所 **運転手の住所**

氏名 (運転手) **個人名** (印)

備考

1 運転手の雇用期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において雇用する期間とすること。したがって、立候補の届出前から雇用していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。

2 運転手（被雇用人）が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

届出日（契約日ではない。）

告示日（4/14）以降の日付となる。

【候補者→市選管】

選挙運動用自動車使用契約届出書

令和6年 月 日

碧南市選挙管理委員会  
委員長 栗津康之 殿

**契約書に押印した印鑑を使用してください。**

令和6年4月21日執行碧南市〇〇選挙

候補者 **候補者届と一致(戸籍名)** (印)

下記のとおり選挙運動用自動車の使用 記名+押印または本人署名 記

1 一般乗用旅客自動車運送業者との契約による場合（ハイヤー方式）

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容	
		運送契約期間	運送契約金額
令和6年 月 日	(契約書と一致)	月 日から 月 日まで	円
令和6年 月 日	契約書の日付と同一日	月 日から 月 日まで	円

2 1に掲げる場合以外の場合（レンタル方式）

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容 (選挙運動期間内であること。)	
			借入期間等	契約金額
自動車の借入	令和6年 月 日	(契約書と一致)	月 日から 月 日まで	円
運転手の雇用	令和6年 月 日		月 日から 月 日まで	円
燃料代	令和6年 月 日		① 三河〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ② 契約単価 〇〇〇円	円

各契約の総額（一日あたりの額ではない）

備考1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては①燃料の供給を受ける選挙運動用自動



車の自動車登録番号又は車両番号を記入し、②単価契約をした場合は契約単価も記入すること。

**【候補者→市選管】**

**※燃料供給業者ごとに作成すること（レンタル方式）**

契約届出日（4月14日以降）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書  
令和6年 月 日

碧南市選挙管理委員会  
委員長 栗津康之殿

**契約書に押印した印鑑**  
令和6年4月21日執行碧南市〇〇選挙  
候補者 **候補者届と一致(戸籍名)** (印)

下記の自動車燃料代につき、碧南及びポスターの作成の公営に関する記名+押印または本人署名 おける自動車の使用定による確認を受けたいので申請します。

**契約書（届出書）と一致** 記

契 約 年月日	令和6年 月 日	契 約 的 相手方	<b>住所（所在地）、氏名（法人名、代表者名）</b>
燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は車両番号			<b>三河〇〇〇 〇 〇〇〇〇</b>
確認申請金額		<b>契約金額（53,900円以内）</b> 円	
区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は 確認申請金額	
前回までの累積金額(a)	<b>事前審査時は0</b> 円	0 円	
今回の購入金額 (b)	円	円	
燃 料 代 計 (a)+(b)	円	円	

- 備考1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。 **53,900円以内**
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 契約の相手方には住所・氏名（法人の場合は所在地・名称・代表者名）を記載してください。
- 5 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記入してください。

選挙運動用自動車燃料代確認書

(市選管作成)

碧南市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第1項第2号イの規定により、下記の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和6年4月\_\_\_\_日

碧南市選挙管理委員会

委員長 栗津 康

才 印

記

- 1 令和6年4月21日執行 碧南市〇〇選挙
- 2 候補者の氏名 ○ ○ ○ ○
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号  
三河〇〇〇 ○ 〇〇〇〇
- 4 確認金額 ○〇, 〇〇〇 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、碧南市長に支払を請求することはできません。

【候補者→業者→市選管】

契約書に押印した印鑑

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和6年4月    日 **（使用の最終日以後の日付）**

令和6年4月21日執行碧南市〇〇選挙

記名+押印または本人署名

戸籍名を記載

(印)

候補者

いずれかに〇印

運送等契約区分（該当する方の番号に〇をしてください）	1 一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約による場合 <b>（ハイヤー方式）</b>	2 左に掲げる場合以外の場合 <b>（レンタル方式）</b>
運送事業者等	← 契約書と一致	

車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	令和6年 月 日	円	
	令和6年 月 日	円	
	令和6年 月 日	円	
	令和6年 月 日	円	
	令和6年 月 日	円	
	令和6年 月 日	円	
	令和6年 月 日	円	

**備考**

- 1 この証明書は、使用の実績に基づき運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が碧南市長に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送業者等は、碧南市長に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
  - (2) (1) 以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約（「運送等契約区分」の欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」の欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一つの契約に限られていますので、その指定をした一つの契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、碧南市長に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和6年4月  日 (供給の最終日以後の日付)

令和6年4月21日執行碧南市〇〇選挙

契約書に押印した印鑑



候補者

戸籍名を記載

記名+押印または本人署名

選挙期間中の日付 (4/14~4/20) を記入

燃料供給業者	契約書と一致			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和6年 月 日		リットル	円	
令和6年 月 日		リットル	円	
令和6年 月 日		リットル	円	
令和6年 月 日		リットル	円	
令和6年 月 日		リットル	円	
令和6年 月 日		リットル	円	
令和6年 月 日		リットル	円	

実際の使用料を記入すること (業者の請求と内容が一致すること)

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票 (燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が碧南市長に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、碧南市長に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

契約書に押印した印鑑

令和6年4月 日 (使用の最終日以後の日付)

令和6年4月21日執行碧南市〇〇選挙

候補者

戸籍名を記載



選挙期間中の日付 (4/14~4/20) を記入

記名+押印または本人署名

運転手の氏名及び住所	契約書と一致	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和6年 月 日	円	} 契約書と一致
令和6年 月 日	円	
令和6年 月 日	円	
令和6年 月 日	円	
令和6年 月 日	円	
令和6年 月 日	円	
令和6年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が碧南市長に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、碧南市長に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円です。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、碧南市長に支払を請求することはできません。

※ この様式は、自動車使用（ハイヤー方式及びレンタル方式）、燃料代並びに運転手の請求に共通するものです。

【業者→市選管】

選挙運動用自動車使用請求書

碧南市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第1項の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和6年4月 日（選挙期日後の日付）

法人印（個人の場合は除く。）

碧南市長 殿

代表者印（個人の場合は個人印）

住所 所在地 ※契約書の印と一致すること  
 氏名 法人の名称（個人の場合は）印  
 代表者氏名 個人名

記名+押印または本人（法人の場合は代表者本人）の署名

請求金額	訂正印による訂正不可 →			円
内 訳	別紙請求内訳書のとおり			
選挙の種類	令和6年4月21日執行 碧南市〇〇選挙			
候補者の氏名	戸籍名を記載			
振 込 先	金融機関名	〇 〇 〇 〇	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	△ △ 店
	口座種別	普通・当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇
	フリガナ	△△△△△△△		
	口座名義	〇 〇 〇 〇		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、碧南市長に請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- この請求書は、自動車使用、燃料代、運転手の各経費について共通の様式です。

**【業者→市選管】**

(ハイヤー方式)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (1)	基準限度額 (2)	請求金額	備考
令和6年 使用証明書と一致	契約書と一致 円	64,500 円	(1), (2) いずれか少ない金額 円	
令和6年 月 日	円	64,500 円	円	
令和6年 月 日	円	64,500 円	円	
令和6年 月 日	円	64,500 円	円	
令和6年 月 日	円	64,500 円	円	
令和6年 月 日	円	64,500 円	円	
令和6年 月 日	円	64,500 円	円	
計			円	

請求書の請求金額と一致

備考

「請求金額」欄には、(1) 又は (2) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

【業者→市選管】

(レンタル方式)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額 (1)	基準限度額 (2)	請求金額	備考
令和6年	<b>契約書と一致</b> 円	16,100 円	<b>(1), (2)いずれか少ない金額</b> 円	
令和6年 月 日	円	16,100 円		円
令和6年 月 日	円	16,100 円	円	
令和6年 月 日	円	16,100 円	円	
令和6年 月 日	円	16,100 円	円	
令和6年 月 日	円	16,100 円	円	
令和6年 月 日	円	16,100 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(1)又は(2)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

請求書の請求金額と一致

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売単価(1)	販売量(2)	販売金額 (1)×(2)	備考
令和6年	<b>使用証明書と一致</b>	<b>契約書と一致</b> 円	<b>使用証明書と一致</b> 0	円	
令和6年 月 日		円	0	円	
令和6年 月 日		円	0	円	
令和6年 月 日		円	0	円	
令和6年 月 日		円	0	円	
令和6年 月 日		円	0	円	
令和6年 月 日		円	0	円	
計				(3) 円	
確認書に記載された額の合計				(4) 円	
請求金額((3), (4)のいずれか少ない金額)				円	

備考

請求書の請求金額と一致

- 「請求金額」欄には、(3)又は(4)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「販売単価(1)」欄、「販売量(2)」欄及び「販売金額(1)×(2)」欄は燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。



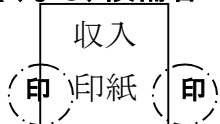
(3) 運転手

雇用年月日	報酬 (1)	基準限度額 (2)	請求金額	備考
令和6年 <i>使用証明 書と一致</i>	円	12,500円	(1), (2) いずれ か少ない金額 円	
令和6年 月 日	円	12,500円	円	
令和6年 月 日	円	12,500円	円	
令和6年 月 日	円	12,500円	円	
令和6年 月 日	円	12,500円	円	
令和6年 月 日	円	12,500円	円	
令和6年 月 日	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(1) 又は (2) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

**請求書の請求金額と一致**

【(写し)候補者→市選管】



選挙運動用ポスター作成請負契約書

発注者（候補者名） **戸籍名を記載** を甲とし、請負者 **業者名** を乙として、甲乙両当事者間において、令和6年4月21日執行の **碧南市〇〇** 選挙における選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

1 甲は乙に対して、次に掲げるポスターを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。

- (1) 規格            cm ×            cm ← **法定規格内（長さ42cm×幅30cm以内）**
- (2) 数量            枚 ← **133枚が公営の限度枚数**
- (3) 納期 令和6年      月      日 ← **告示日前でも可能。ただし、契約日以降。**

2 請負代金は、1枚につき金            円（消費税及び地方消費税含む。）とし、総額金 **検算** 円とする。（**公営の限度額は1枚2,920円**）

3 乙は、納期限内にポスターを作成し、甲に引き渡さなければならない。

4 甲は、前項の規定により、ポスターの引き渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により碧南市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を碧南市長に対して請求するものとする。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和6年      月      日 **（契約は告示日前でも可能）**

	発注者 住所	<b>候補者届と一致</b>	
	氏名（候補者）	<b>戸籍名を記載</b>	(印)
	請負者 住所	<b>所在地</b>	
		<b>法人の名称</b>	}
		<b>代表者氏名</b>	
	氏名（名称及び代表者氏名）	.....	(印)

**法人印（個人の場合は除く。）代表者印（個人の場合は個人印）**

備考

- 1 ポスター作成業者（請負者）が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 2 ポスター作成業者（請負者）が法人の場合は、法人印と代表者印の両方を使用すること。

ポスター（1通で4契約分記載可）

【候補者→市選管】

4月14日以降の日付

選挙運動用ポスター作成契約届出書

↓

令和6年 月 日

碧南市選挙管理委員会  
委員長 栗津康之 殿

**契約書に押印した印鑑**

令和6年4月21日執行碧南市〇〇選挙

↓

候補者 **戸籍名を記載** (印)

下記のとおりポスターの作成契約を **記名+押印または本人署名**

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容	
		作成契約枚数	作成契約金額
令和6年 月 日	電話	枚	円
令和6年 月 日	電話	枚	円
令和6年 月 日	電話	枚	円
令和6年 月 日	電話	枚	円

備考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

※ポスター作成業者ごとに作成してください

【候補者→市選管】

契約届出日（4月14日以降）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和6年 月 日

碧南市選挙管理委員会  
委員長 栗津康之 殿

令和6年4月21日執行碧南市〇〇選挙

候補者

戸籍名を記載 (印)

下記のポスター作成枚数につき、碧南市における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第5条の規定による確認を受けたいので申請します。

記名+押印または本人署名

**契約書（届出書）と一致** 記

契約年月日	令和6年 月 日	契約の相手方	住所（所在地）、氏名（法人名、代表者氏名）
-------	----------	--------	-----------------------

確認申請枚数	133枚以内		枚
区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数	
前回までの累積枚数(a)	事前審査時 0枚	0枚	
今回の枚数 (b)	枚	枚	
枚数計 (a)+(b)	枚	枚	

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「契約の相手方」には、法人の場合にあっては名称、所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記入してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

碧南市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第5条の規定に基づき、下記のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和6年4月 日

碧南市選挙管理委員会  
委員長 栗津 康



記

1 令和6年4月21日執行 碧南市〇〇選挙

2 候補者の氏名 〇〇 〇〇

3 確認枚数 〇〇〇 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 公費負担の対象となるポスターは、選挙運動のためにポスター掲示場に掲示するポスターに限られます。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、碧南市長に支払を請求することはできません。

**【候補者→業者→市選管】**

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和6年4月 [ ] 日

契約履行後の日付

契約書に押印した印鑑

令和6年4月21日執行碧南市〇〇選挙

候補者

戸籍名を記載



記名+押印または本人署名

契約書と一致

ポスター作成業者の  
氏名・住所（法人の  
場合は名称・所在  
地・代表者氏名）

作成枚数

[ ] 枚

作成金額

[ ] 円

ポスター掲示場数

133か所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が碧南市長に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、碧南市長に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数      ポスター掲示場数に相当する数      133枚

(2) 限度額      316,250円 + 541円31銭 × ポスター掲示場数  
= 単価（1円未満の端数は切上げ）
**2,920円**

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額  
**388,360円**

**【業者→市選管】**

選挙運動用ポスター作成請求書			
<p>碧南市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第5条の規定により、下記の金額の支払を請求します。</p> <p>令和6年4月 <span style="background-color: #cccccc;">    </span> 日 (選挙期日後の日付)</p> <p>碧南市長 殿</p>			
	住所	所在地 <span style="background-color: #cccccc;">                    </span> 法人印 (個人の場合は除く。) 代表者印 (個人の場合は個人印) ※契約書で使用した印	
	氏名	法人の名称 <span style="background-color: #cccccc;">                    </span> 代表者の氏名 <span style="background-color: #cccccc;">                    </span> (個人の場合は個人名)	(印) <span style="background-color: #cccccc;">                    </span>
記名+押印または本人 (法人の場合は代表者本人) の署名			
請求金額	訂正印による訂正不可 → <span style="background-color: #cccccc;">                    </span> 円		
内 訳	別紙請求内訳書のとおり		
選挙の種類	令和6年4月21日執行 碧南市〇〇選挙		
候補者の氏名	戸籍名を記載		
振 込 先	金融機関名	<span style="background-color: #cccccc;">〇 〇 〇 〇</span>	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合
	口座種別	(普通)・当座	口座番号 <span style="background-color: #cccccc;">                    </span>
	フリガナ	<span style="background-color: #cccccc;">△△△△△△△△</span>	
	口座名義	<span style="background-color: #cccccc;">〇 〇 〇 〇</span>	
備考 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。 2 候補者が供託物を没収された場合には、碧南市長に請求することはできません。			

**【業者→市選管】**

選挙運動用ポスター作成請求内訳書

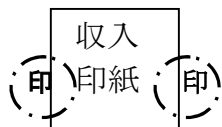
**ポスター作成証明書の作成枚数及び作成金額と一致**

ポスター掲示場数		133か所		
区分	単価	枚数	金額	備考
印刷金額	① [ ]円	③ [ ]枚	① × ③ 円	
基準限度額	② 2,920円	④ 133枚	② × ④ 388,360円	
請求金額	①、②のいずれか少ない額 [ ]円	③、④のいずれか少ない枚数 [ ]枚	[ ]円	
<p>備考</p> <p>1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載された数を記入してください。</p> <p>2 基準限度額の「枚数」の欄には、確認書により確認された作成枚数を記入してください。</p> <p>3 請求金額の「単価」の欄には、印刷金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記入してください。</p> <p>4 請求金額の「枚数」の欄には、印刷金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記入してください。</p>				

**請求書の請求金額と一致（印刷金額の単価を端数処理している場合は、①×③の計算どおりとならないことがあります、請求書の請求金額をそのまま記入してください。）**



【(写し)候補者→市選管】



選挙運動用ビラ作成請負契約書

発注者（候補者名） **戸籍名を記載** を甲とし、請負者 **業者名** を乙とし、甲乙両当事者間において、令和6年4月21日執行の **碧南市〇〇** 選挙における選挙運動用ビラの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 甲は乙に対して、次に掲げるビラを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。
  - (1) 規格            cm ×            cm ← **法定規格内（長さ 29.7cm × 幅 21cm 以内）**
  - (2) 数量            枚 ← **市長 16,000 枚, 市議 4,000 枚が公営の限度枚数**
  - (3) 納期 令和6年      月      日 ← **告示日前でも可能。ただし、契約日以降。**
- 2 請負代金は、1枚につき 金 **〇.〇〇** 円（消費税及び地方消費税含む。）とし、総額 金 **検算** 円とする。（**公営の限度額は1枚7円73銭**）
- 3 乙は、納期限内にビラを作成し、甲に引き渡さなければならない。
- 4 甲は、前項の規定により、ビラの引き渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により碧南市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を碧南市長に対して請求するものとする。
- 5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。  
この契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和6年      月      日 **（契約は告示日前でも可能）**

	発注者 住所	<b>候補者届と一致</b>	
	氏名（候補者）	<b>本名を記載</b>	(印)
	請負者 住所	<b>所在地</b>	
		<b>法人の名称</b>	(印)
		<b>代表者氏名</b>	(印)
	氏名（名称及び代表者氏名）		

**法人印（個人の場合は除く。） 代表者印（個人の場合は個人印）**

備考

- 1 ビラ作成業者（請負者）が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 2 ビラ作成業者（請負者）が法人の場合は、法人印と代表者印の両方を使用すること。

**【候補者→市選管】**

契約届出日（4月14日以降）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和6年 月 日

碧南市選挙管理委員会  
委員長 栗津康之 殿

契約書に押印した印鑑

令和6年4月21日執行 碧南市〇〇 選挙

候補者 戸籍名を記載 (印)

下記のとおりビラの作成契約を締結 記名+押印または本人署名

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容	
		作成契約枚数	作成契約金額
令和6年 月 日	電話	枚	円
令和6年 月 日	電話	枚	円
令和6年 月 日	電話	枚	円
令和6年 月 日	電話	枚	円

備考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

【候補者→市選管】

契約届出日（4月14日以降）

令和6年 月 日

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

碧南市選挙管理委員会  
委員長 栗津康之 殿

令和6年4月21日執行 **碧南市〇〇** 選挙

候補者 **戸籍名を記載** (印)

碧南市の議会の議員及び長の選挙 **記名+押印または本人署名** 且に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

**契約書に押印した印鑑**

**契約書（届出書）と一致** 記

契約年月日	令和6年 月 日	契約の相手方	<b>住所（所在地）、氏名（法人名、代表者氏名）</b>
-------	----------	--------	------------------------------

確認申請枚数	<b>契約枚数かつ</b> 市長 16,000 枚以内 市議 4,000 枚以内	枚
区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	<b>事前審査時</b> 0 枚	0 枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a)+(b)	枚	枚

**市長 16,000 枚以内、市議 4,000 枚以内**

備考

- 1 この申請書は、契約業者ごとに別々に候補者から提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「契約の相手方」には、法人の場合にあつては名称、所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 4 「前回までの累積枚数」には、他の契約業者によって作成された枚数をも含めて記入してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

碧南市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和6年4月 日

碧南市選挙管理委員会  
委員長 栗津 康



記

1 令和6年4月21日執行 碧南市〇〇選挙

2 候補者の氏名 〇〇 〇〇

3 確認枚数 〇, 〇〇〇 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者から契約業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した契約業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 公費負担の対象となるビラは、選挙運動のために頒布するビラに限られます。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、契約業者は、碧南市長に支払を請求することはできません。

**【候補者→業者→市選管】**

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和6年4月      日 (契約履行後の日付)

契約書に押印した印鑑

令和6年4月21日執行 碧南市〇〇 選挙

候補者

戸籍名を記載

(印)

記

記名+押印または本人署名

契約業者の住所・氏名 (法人の場合は名称・所在地・代表者氏名)	}	
作成枚数		枚
作成金額		円

**契約書と一致**

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて契約業者ごとに別々に作成し、候補者から契約業者に提出してください。
- 2 契約業者が碧南市長に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、契約業者は、碧南市長に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数
    - ア 碧南市長選挙の場合 16,000枚
    - イ 碧南市議会議員一般選挙の場合 4,000枚
  - (2) 限度額 7円73銭 (単価) × 確認された作成枚数 = 限度額  
(1円未満の端数は切上げ)

**【業者→市選管】**

選挙運動用ビラ作成請求書

碧南市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和6年4月 日 (選挙期日後の日付)

碧南市長 殿

住所 所在地  
 氏名 法人の名称 代表者の氏名 個人の場合は個人名  
 法人印 (個人の場合は除く。)  
 代表者印 (個人の場合は個人印) ※契約書で使用した印  
 印

記名+押印または本人 (法人の場合は代表者本人) の署名

請求金額	訂正印による訂正不可 → 円		
内 訳	別紙請求内訳書のとおり		
選挙の種類	令和6年4月21日執行 碧南市〇〇 選挙		
候補者の氏名	戸籍名を記載		
振 込 先	金融機関名	〇 〇 〇 〇	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合 △ △ 店
	口座種別	普通・当座	口座番号 〇〇〇〇〇〇〇
	フリガナ	△△△△△△△	
	口座名義	〇 〇 〇 〇	

備考  
 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。  
 2 候補者が供託物を没収された場合には、市長に請求することはできません。

**【業者→市選管】**

選挙運動用ビラ作成請求内訳書

**ビラ作成証明書の作成枚数及び作成金額と一致**

区 分	単 価	枚 数	金 額	備 考
印刷金額	① [ ] 円	③ [ ] 枚	① × ③ [ ] 円	
基準限度額	② 7. 73 円	④ 市長 16,000 枚 市議 4,000 枚	② × ④ 市長 123,680 円 市議 30,920 円	
請求金額	①、②のいずれか 少ない額 [ ] 円	③、④のいずれか少 ない枚数 [ ] 枚	[ ] 円	
備考 1 基準限度額の「枚数」の欄には、確認書により確認された作成枚数を記入してください。 2 請求金額の「単価」の欄には、印刷金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記入してください。 3 請求金額の「枚数」の欄には、印刷金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記入してください。				

**請求書の請求金額と一致（印刷金額の単価を端数処理している場合は、①×③の計算どおりとならないことがあります。請求書の請求金額をそのまま記入してください。）**

債権者登録申請書（様式1）

債権者登録申請書

※No. \_\_\_\_\_

碧南市長 様

申請区分	1 新規
	2 変更

私が碧南市から受け取る支払金は、他の受領方法を申し出たものを除き、この口座に振込してください。  
本申請書の内容については、当方より変更の申し出がない限り継続使用して下さい。

登録内容を変更する場合は、変更箇所の方にレ点を記入してください。また、変更日も記入してください。

個人名	フリガナ	カブシキカイシャ ヘキナンショウジ
	漢字	株式会社 碧南商事
法人支店名	碧南支店	
代表者職・氏名	代表取締役 碧南太郎	
上記内容の変更年月日		年 月 日

郵便番号	4 4 7 - 0 0 0 1	
住所	愛知県碧南市松本町28番地	
方書	碧南ビル1階	
上記内容の変更年月日		年 月 日

電話番号	( 0 5 6 6 ) 4 1 - 3 3 1 1	
上記内容の変更年月日		年 月 日

生年月日	2 : 大正 3 : 昭和 4 : 平成	生年月日は個人の方もしくは個人商店の方のみ記入してください。
	年 月 日	

金融機関名	三菱UFJ銀行	支店名	碧南支店
預金種別	1 : 普通預金（総合口座） 2 : 当座預金 4 : 貯蓄預金 9 : その他（ ）		
口座番号	0 1 2 3 4 5 6	ゆうちょ銀行の場合は、通帳に記載の他金融機関からの振込を受ける際の店名等を記入。	
口座名義	カナ	カ) ヘキナンショウジ	
	漢字	株式会社 碧南商事	
上記内容の変更年月日		年 月 日	

市役所担当課（直近で取引のあった課を記入）
-----------------------

<注意事項>

- 申請書は太線の中を消えないペン等で記入して提出してください。消せるインクでの記入は不可です。
- 誤って記入した場合は二重線を引いて訂正してください。
- この口座振替による支払金の請求が5年間ない場合は、この登録を抹消することがあります。
- 担当課欄に取引のある課名を記入してください。複数ある場合は、直近で取引のあった課名を記入してください。

<注意事項2>の補足説明

訂正は、該当の箇所を二重線で消し正した上で、余白に「〇字訂正」と記載し、その下に訂正者の氏名と訂正年月日を記載してください。

※申請書受付課



債権者登録申請書（様式1）

※No. \_\_\_\_\_

債権者登録申請書

碧南市長 様

申請区分	1 新規 2 変更
------	--------------

私が碧南市から受け取る支払金は、他の受領方法を申し出たものを除き、この口座に振込してください。  
本申請書の内容については、当方より変更の申し出がない限り継続使用して下さい。

登録内容を変更する場合は、変更箇所の方にレ点を記入してください。また、変更日も記入してください。

個人名	フリガナ	ヘキナン タロウ									
	漢字	碧南 太郎									
法人支店名											
代表者職・氏名											
		上記内容の変更年月日	年	月	日						

郵便番号	4	4	7	-	0	0	0	1			
住所	愛知県碧南市松本町28番地										
方書	碧南ビル302号室										
		上記内容の変更年月日	年	月	日						

電話番号	(	0	5	6	6	)	4	1	-	3	3	1	1
		上記内容の変更年月日	年	月	日								

生年月日	2:大正		3:昭和	4:平成		
	5	2	年	3	月	1

生年月日は個人の方もしくは個人商店の方のみ記入してください。

金融機関名	三菱UFJ銀行					支店名	碧南支店				
預金種別	1:普通預金(総合口座)		2:当座預金		4:貯蓄預金		9:その他( )				
口座番号	0	1	2	3	4	5	6	ゆうちょ銀行の場合は、通帳に記載の他金融機関からの振込を受ける際の店名等を記入。			
口座名義	カナ	ヘキナン タロウ									
	漢字	碧南 太郎									
		上記内容の変更年月日	年	月	日						

市役所担当課 (直近で取引のあった課を記入)
------------------------

- <注意事項>
- 申請書は太線の中を消えないペン等で記入して提出してください。消せるインクでの記入は不可です。
  - 誤って記入した場合は二重線を引いて訂正してください。
  - この口座振替による支払金の請求が5年間ない場合は、この登録を抹消することがあります。
  - 担当課欄に取引のある課名を記入してください。複数ある場合は、直近で取引のあった課名を記入してください。

<注意事項2>の補足説明  
訂正は、該当の箇所を二重線で消し正した上で、余白に「〇字訂正」と記載し、その下に訂正者の氏名と訂正年月日を記載してください。

※申請書受付課 \_\_\_\_\_

公費負担の対象		公費負担の限度額		
選挙用運動自動車	1 一般運送契約 (ハイヤー方式)	1日の限度額(64,500円)×選挙運動期間の日数(7日) <b>64,500円×7日=451,500円</b>		1の契約と2の契約は選択
	2 ア 自動車借入れ契約 (レンタル方式)	1日の限度額(16,100円)×選挙運動期間の日数(7日) <b>16,100円×7日=112,700円</b>		
	イ 燃料供給契約	7,700円×選挙運動期間の日数(7日) <b>7,700円×7日=53,900円</b>		
	ウ 運転手雇用の契約	1日の限度額(12,500円)×選挙運動期間の日数(7日) <b>12,500円×7日=87,500円</b>		
ビラの作成	当該候補者を通じて、作成単価に作成枚数を乗じた金額 なお、作成単価及び作成枚数の限度は、それぞれ次のとおり (1) 作成単価の限度 <b>7円73銭</b> (2) 作成枚数の限度 市長…2種類以内で合計 <b>16,000枚</b> 市議…2種類以内で合計 <b>4,000枚</b>			
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価に作成枚数を乗じた金額 なお、作成単価及び作成枚数の限度額はそれぞれ次のとおり  (1) 作成単価の限度額 $\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{作成単価の限度額}$ (1円未満の端数があるときは切上げ)			
	(2) 作成の枚数の限度 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数			
	(1) 作成単価の限度	(2) 作成枚数の限度	公費負担限度額	
	2,920円	133枚	388,360円	

無投票となった場合の取扱いについて

1 選挙運動用自動車の公営に関しては、次の金額が限度額となります。

ハイヤー方式、自動車の借入れ及び運転手の雇用についてはそれぞれ1日分（告示日分）の金額、燃料供給の契約については、告示日1日の使用に係る分のみが公営の対象となります。

2 ビラの作成及びポスターの作成の公営については、有投票、無投票にかかわらず、上記の金額が限度額となります。

※ 但し、1、2ともに告示日当日までに契約の締結が完了しているものに限りします。